

利息分割受取型定期預金

ご利用いただける方		個人のお客さま、法人のお客さま
預入	期間	定型方式…6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年。 ※ 自動継続扱いができます。 期日指定方式…6か月超10年未満
	方法	一括預入となります。
	金額	1,000万円以上
	単位	1円
	形式	証書式のみお取り扱いします。
払戻方法		満期日以降に一括払戻となります。
利息	適用金利	1千万円以上3千万円未満、3千万円以上5千万円未満、5千万円以上1億円未満、1億円以上3億円未満、3億円以上10億円未満、10億円以上において期間別金額階層別の店頭表示の利率（固定金利）を適用します。 ※金融情勢により、期間別金額階層別金利は同じになることがあります。
	利払頻度	中間利払…選択いただいた利息受取周期ごとに、約定利率で計算した利息を指定口座へ入金します。 【利息受取周期】…1か月、2か月、3か月、6か月、1年 満期利払…解約利息（中間利払済の場合は、解約利息と中間払利息との差額）をお支払いします。
	付利単位	1円
	計算方法	単利計算。1年を365日とする日割り計算とします。
	計算期間	預入日から満期日の前日までの期間とします。
総合口座の取扱		総合口座の取扱はできません。
税制上の取扱		個人の場合…分離課税（税率20%）、マル優の対象にはなりません。 ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人の場合…総合課税又は非課税
中途解約の取扱		スーパー定期・スーパー定期300、大口定期、変動金利定期預金・変動金利定期預金300・変動金利定期預金1000の中途解約の取扱をご参照下さい。
満期後利息の取扱		解約日時点の普通預金利率を適用します。
預金保険制度		預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）
金利情報の入手方法		窓口でお問い合わせください。
当行が契約している 指定紛争解決機関		全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

（平成28年1月現在）